

労働契約法 無期転換ルール 改正を求める 厚生労働省 合同ヒアリング

開催趣旨

労働契約法18条は、有期労働契約者が通算契約期間5年を超えて反復更新されると無期労働契約への転換の申込みができると定めています（無期転換ルール）。

この無期転換ルールを定める労働契約法18条の立法趣旨は、労働者の雇用の安定の実現です。しかし、最近国が行った調査結果では、一部の悪質な企業では更新上限規程を設けたり不更新条項を設けたりするなど、無期転換権の行使ができない仕組みを作り上げ、労働契約法18条を有名無実化することが横行していることが明らかになりました。全国の裁判所でも、無期転換ルール逃れの雇止め無効を求める裁判が争われています。

この法律が施行から8年を経過した2021年は無期転換ルールの見直しをはかる年とされ、現在、厚生労働省労働基準局では「多様化する労働契約のルールに関する検討会」を開催して、労働契約法18条（無期転換ルール）を含む雇用ルールの見直しを検討しています。そこで、国会議員の協力を得て、厚生労働省の担当者を招いて、無期転換ルールの法改正へ向けた検討状況についてご説明頂くとともに、有期労働者の声を伝える合同ヒアリングを実施します。ぜひご参集ください。

日時

2022年2月28日
午前11～12時

場所

参議院議員会館
B104会議室

地下鉄有楽町線・半蔵門線・
南北線「永田町駅」1番出口
よりすぐ

呼びかけ団体

日通無期転換逃れ雇止め事件
東京・川崎共同弁護団
ユニオンネットお互いさま
川崎支援共闘会議

お問い合わせ

東京共同法律事務所
03-3341-3133（花垣）
hanagaki@tokyokyodo-law.com
川崎合同法律事務所
044-211-0121（川岸）
kawagishi@kawagou.org